

議案第18号

葛飾区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月15日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

児童福祉法の改正による児童発達支援の類型の一元化を踏まえ、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

葛飾区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(令和5年葛飾区条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第6条の2の2第3項」を「第6条の2の2第2項」に、「医療型
児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。